

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	平成29年度 第1回河内長野市水道水源保護審議会
2 開催日時	平成30年1月24日(水) 午後2時から
3 開催場所	602会議室
4 会議の概要	①河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 上下水道部 水道課 53-1111 (内線677)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成29年度 第1回河内長野市水道水源保護審議会(要旨)

1. 日時：平成30年1月24日(水)午後2時00分～3時00分

2. 場所：市役所 602会議室

3. 出席者：河内長野市水道水源保護審議会委員7名

前田 泰昭	<審議会会長>	大阪府立大学名誉教授
石倉 保彦	<審議会副会長>	河川を美しくする市民の会(会長)
山田 優		大阪市立大学名誉教授
小泉 義彦		地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部生活環境課 主任研究員
井上 啓		河内長野市顧問弁護士
大江 禎昭		河内長野市農業委員会(会長)
奥野 豊		大阪府森林組合(理事)

河内長野市水道事業事務局8名

上下水道部長	加山 孝好
水道課長	佐々木 隆之
水道課参事	中野 雅司
水道課課長補佐	吉永 和宏
水道課主幹	西井 敏一
経営総務課長	浦 俊彦
水道課主査	西明 英人
水道課副主査	中道 淳平

4. 会議内容

○審議案件1:河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について

同施行規程第10条 別表第3の「排水水質基準」の項目・基準値について、厚生労働省から水質管理目標設定項目の改正通知があったことに伴い、改正を行うものである。

(以下の新旧対照表のとおり)

新旧対照表(変更点のみ)

新		旧		備考
項目	排水水質基準値 (mg/L)以下	項目	排水水質基準値 (mg/L)以下	
ダゾメット、メタム(カーバム) 及びメチルチオシアネート 注8)	0.01 (メチルチオシアネート として)	ダゾメット	0.006	項目・基準値変更 <旧>メタム(カーバム) と統一
テフリルトリオン	0.002	*****	*****	新規加入
ピロキロン	0.05	ピロキロン	0.04	基準値変更
ベンゾフェナップ	0.005	ベンゾフェナップ	0.004	基準値変更
(削除)	(削除)	メタム(カーバム)	0.01	削除

<質疑応答>

質疑(大江委員)

旧基準のダゾメット0.006に対して、新基準のダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルチオシアネート0.01となっており、かなり緩和された基準値になっているのはなぜか？

回答①(前田会長)

旧基準のダゾメット0.006と、メタム(カーバム)0.01とを合計すると、0.016であり、おおよそ0.01となるので、新基準の基準値とほぼ同じである。

回答②(小泉委員)

ダゾメット、メタム(カーバム)は、口に入った瞬間や分析の最中に、メチルチオシアネートに変化するものであり、新基準値で同じ0.01としても問題はない。

※大江委員了承済。

以上、施行規程の改正について、原案どおり承認された。

添付資料 ○『排水水質基準』の基準値等の改正について

○河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について(意見書)

『排水水質基準』の基準値等の改正について

<対象農薬120項目>

番号	項目	排水水質基準値	番号	項目	排水水質基準
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D) 注1)	0.05	61	チアジニル	0.1
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	62	チウラム	0.02
3	2,4-D(2,4-PA)	0.03	63	チオジカルブ	0.08
4	EPN 注2)	0.004	64	チオファネートメチル	0.3
5	MCPA	0.005	65	チオベンカルブ	0.02
6	アシュラム	0.9	66	テフリルトリオン	0.002
7	アセフェート	0.006	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
8	アトラジン	0.01	68	トリクロピル	0.006
9	アニロホス	0.003	69	トリクロルホン(DEP)	0.005
10	アミトラズ	0.006	70	トリシクラゾール	0.1
11	アラクロール	0.03	71	トリフルラリン	0.06
12	イソキサチオン 注2)	0.008	72	ナプロバミド	0.03
13	イソフェンホス 注2)	0.001	73	パラコート	0.005
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	74	ピペロホス	0.0009
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	75	ピラクロニル	0.01
16	イプロベンホス(IBP)	0.09	76	ピラゾキシフェン	0.004
17	イミノクタジン	0.006	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
18	インダノファン	0.009	78	ピリダフェンチオン	0.002
19	エスプロカルブ	0.03	79	ピリプチカルブ	0.02
20	エディフェンホス(エジフェンホス、EDDP)	0.006	80	ピロキロン	0.05
21	エトフェンブロックス	0.08	81	フィプロニル	0.0005
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	82	フェニトロチオン(MEP) 注2)	0.01
23	エンドスルファン(ベンゾエピン) 注3)	0.01	83	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
24	オキサジクロメホン	0.02	84	フェリムゾン	0.05
25	オキシ銅(有機銅)	0.03	85	フェンチオン(MPP) 注9)	0.006
26	オリサストロビン	0.1	86	フェントエート(PAP)	0.007
27	カズサホス	0.0006	87	フェントラザミド	0.01
28	カフェンストール	0.008	88	フサライド	0.1
29	カルタップ 注4)	0.3	89	ブタクロール	0.03
30	カルバリル(NAC)	0.05	90	ブタミホス 注2)	0.02
31	カルプロバミド	0.04	91	ブプロフェジン	0.02
32	カルボフラン	0.005	92	フルアジナム	0.03
33	キノクラミン(ACN)	0.005	93	プレチラクロール	0.05
34	キャブタン	0.3	94	プロシモン	0.09
35	クミルロン	0.03	95	プロチオホス	0.004
36	グリホサート 注5)	2	96	プロピコナゾール	0.05
37	グルホシネート	0.02	97	プロビザミド	0.1
38	クロメプロップ	0.02	98	プロベナゾール	0.02
39	クロルニトロフェン(CNP) 注6)	0.0001	99	プロモブチド	0.1
40	クロルピリホス 注2)	0.003	100	ベノミル 注10)	0.02
41	クロロタロニル(TPN)	0.05	101	ペンシクロン	0.1
42	シアナジン	0.004	102	ベンゾビシクロン	0.09
43	シアノホス(CYAP)	0.003	103	ベンゾフェナップ	0.005
44	ジウロン(DCMU)	0.02	104	ベンタゾン	0.2
45	ジクロベニル(DBN)	0.03	105	ペンディメタリン	0.3
46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	106	ベンフラカルブ	0.04
47	ジクワット	0.005	107	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	108	ベンフレセート	0.07
49	ジチアノン	0.03	109	ホスチアゼート	0.003
50	ジチオカルバメート系農薬 注7)	0.005 (二硫化炭素として)	110	マラチオン(マラソン) 注2)	0.7
51	ジチオピル	0.009	111	メコプロップ(MCPP)	0.05
52	シハロホップブチル	0.006	112	メソミル	0.03
53	シマジン(CAT)	0.003	削除	削除(メタム(カーバム))	削除
54	ジメタメトリン	0.02	113	メタラキシル	0.06
55	ジメトエート	0.05	114	メチダチオン(DMTP)	0.004
56	シメトリン	0.03	115	メチルダイムロン	0.03
57	ジメピペレート	0.003	116	メミノストロビン	0.04
58	ダイアジノン 注2)	0.003	117	メトリブジン	0.03
59	ダイムロン	0.8	118	メフェナセート	0.02
60	ダゾメット、メタム(カーバム) 注8) 及びメチルチオシアネート	0.01 (メチルイソチオシアネートとして)	119	メプロニル	0.1
			120	モリネート	0.005

- 注1) 1,3-ジクロロプロペン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1,3-ジクロロプロペン及びトランス-1,3-ジクロロプロペンの濃度を合計として算出すること
- 注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、インフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度とそのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。
- 注5) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸(AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注6) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注7) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- 注8) **ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。**
- 注9) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソ、MPPオキシソスルホキシド及びMPPオキシソスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注10) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。



平成30年2月 6日

河内長野市長
島田 智明 様

河内長野市水道水源保護審議会

会長 前田 泰昭



河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正について

平成30年1月24日開催の河内長野市水道水源保護審議会において、審議案件(1)「河内長野市水道水源保護条例施行規程の改正」について、審議しました結果、下記のとおり意見を申し述べます。

記

排水水質基準の改正に関する件につきましては、審議会として原案どおり改正されることに異議ありません。

以上